

野田市議会議員一般選挙選挙長告示第 2 号

令和 8 年 5 月 2 4 日執行の野田市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 2 項、第 4 項又は第 5 項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和 8 年 5 月 1 7 日

野田市議会議員一般選挙
選挙長 金 子 憲 一

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第 76 条において準用する公職選挙法第 62 条第 2 項の規定によるくじ	野田市役所 7 階 7 0 6 会議室	5 月 2 1 日 午後 5 時 1 0 分
公職選挙法第 76 条において準用する公職選挙法第 62 条第 4 項の規定によるくじ	野田市役所 7 階 7 0 6 会議室	5 月 2 1 日 午後 5 時 3 0 分
公職選挙法第 76 条において準用する公職選挙法第 62 条第 5 項の規定によるくじ	野田市役所 7 階 7 0 6 会議室	事実発生の都度